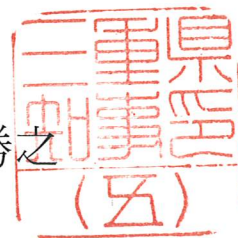


松建第131号の112
令和7年2月4日

(株)SKスズキ

代表取締役
鈴木 伊津実 様

三重県知事 一見 勝之



特定 建設業の許可について (通知)

令和 6年12月25日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許可番号	三重県知事 許可(特一6)第13611号
許可の有効期間	令和7年1月31日から令和12年1月30日まで
建設業の種類	
土木工事業	とび・土工工事業
石工事業	鋼構造物工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和11年12月31日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)